



仙台市にお住まいのひとり親のご家庭へ、大切なお知らせ



# ひとり親世帯臨時特別給付金のご案内

ひとり親世帯を支援するため、給付金を支給します！

## 1. 基本給付

①～③のいずれかに該当する方が対象となります

※児童扶養手当法に定める「養育者」の方も対象となります。

※事実婚の方や親族以外の異性と同居している方などは対象になりません。

① 令和2年6月分の児童扶養手当が支給される方

※令和2年5月末までに認定請求をして、認定されている方が対象となります。

② 公的年金等を受給していることで、令和2年6月分の児童扶養手当の支給を受けていないひとり親の方

※公的年金等：遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償など。

※公的年金等を受給していることにより児童扶養手当が受給できないため、児童扶養手当の認定を受けていない方も対象となります。

※令和2年5月末時点でひとり親かつ平成30年の収入または所得が定められた基準額未満であることが必要です。

③ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し収入が減少するなど、令和2年2月以降の収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている、ひとり親の方

※扶養義務者の収入が減少した場合も対象となります。

給付額

1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円

## 2. 追加給付

上記、基本給付金対象の①または②に該当する方のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が減少した方が対象となります

※収入減少割合の大きさは家庭により異なるため、ご自分で収入が減少したと思われる方は申請してください。

※生活保護を受けている方は、収入が減少した場合、保護費が増加することとなるため対象になりません。

給付額

1世帯5万円

手続きの方法などについては裏面に続きます。必ずご確認ください ▶▶▶

## 給付金の支給手続き

### 表面1.①に該当する方

### 令和2年6月分の児童扶養手当が支給される方

- ▶ **基本給付** は申請不要です。令和2年6月分の児童扶養手当を支給した自治体から振り込みます。
- ▶ 対象となる方には令和2年7月末にお知らせを発送します。
- ▶ **令和2年8月14日に児童扶養手当を支給している口座に振り込みます。**
- ▶ **追加給付** 収入が減少している旨、申請が必要です。申請書はお知らせに同封してお送りします。
- ▶ 令和2年8月の現況届提出時にあわせて申請いただくことも可能です。
- ▶ **申請受付後、申請内容を確認して、1ヶ月程度で振り込みます。**

### 表面1.②③に該当する方

### それ以外の方

- ▶ **基本給付** **追加給付** (1.②に該当する方のみ) ともに申請が必要です。
- ▶ 申請書に振込先口座などを記入して、必要な添付書類とともにご提出ください。
- ▶ **申請受付後、給付金の支給要件に該当する方には、1ヶ月程度で振り込みます。**

- ▶ **申請書の添付書類の例** ※申請する方によって必要な添付書類は異なります。

戸籍謄本(原本)など  
※児童扶養手当の認定を受けている方は不要です。

給与明細書や  
年金振込通知書などの  
写し

受取口座を確認できる  
通帳やキャッシュカードの  
写し

- ▶ **申請書の配布場所・提出先**

- ・お住まいの区の区役所・総合支所の児童扶養手当担当窓口
- ・直接持参、または郵送でご提出ください

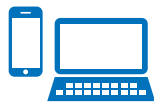


- ▶ **申請受付期間**

令和2年7月15日～令和3年2月28日(必着)

お問い合わせ先

- 仙台市「ひとり親世帯臨時特別給付金」コールセンター  
TEL 022-200-2726 (受付時間 全日8:30~18:00)  
※このコールセンターは令和2年10月31日までです



仙台市ホームページ「ひとり親世帯臨時特別給付金」▶▶▶  
[https://www.city.sendai.jp/kodomo-kyufu/hitorioya\\_rinjitokubetukyufu.html](https://www.city.sendai.jp/kodomo-kyufu/hitorioya_rinjitokubetukyufu.html)  
● 申請書は、仙台市ホームページからダウンロードもできます



「ひとり親世帯臨時特別給付金」の“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。  
不審な電話や郵便があった場合は、仙台市の窓口または最寄りの警察署にご連絡ください。